



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
6月1日  
号外(1)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

○ 告 示	
保安林の皆伐面積の限度の公表(森林保全課) .....	1
入札参加者に必要な資格等(監理課) .....	1
○ 公 告	
一般競争入札の公告(道路整備課) .....	2

## 告 示

### 滋賀県告示第251号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年6月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

同一単位とされる保安林		伐採面積の限度 <small>ヘクタール</small>	備 考
水源かん養保安林	湖 南	194.28	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 (湖東北部) 彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北) 高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の地域をいう。 (湖西) 大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の地域をいう。
	湖 東	379.05	
	湖東北部	475.08	
	湖 北	1,079.33	
	湖 西	293.03	
	計	2,420.77	
土砂流出防備保安林	湖 南	682.77	
	湖 東	329.73	
	湖東北部	304.58	
	湖 北	292.65	
	湖 西	324.09	
	計	1,933.82	
保健保安林	湖 南	73.80	
	湖 東	27.10	
	湖東北部	150.84	
	湖 北	63.80	
	湖 西	58.30	
	計	373.84	

### 滋賀県告示第252号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(平成8年滋賀県告示第171号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和5年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 申請できる建設工事の種類 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事のうち土木一式工事
- 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日(以下「審査基準日」という。)において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - 土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
  - 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)におけるプレストレストコンクリート構造物工事に係る総合評価値を有すること。
- 申請書類および配布開始時期
  - 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。
    - 経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(2(2)の要件を満たすことを証するものに限る。)の写し
    - プレストレストコンクリート構造物工事に係る工事経歴書(アの通知書「完成工事高」欄に記載のある基準決算以前の決算に対応するものに限る。)
    - 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表
  - 配布開始時期 令和5年6月1日(木)午前9時
- 申請書類の受付期間 令和5年6月1日(木)から同月28日(水)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- 申請書類の配布および受付場所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 電話 077-528-4116
- 申請書類に使用する言語 日本語
- 一般競争入札に参加することができない者 要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する者
- 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目
- 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から令和6年3月31日(日)までとする。

## 公 告

## 一般競争入札の公告

神郷彦根線補助道路整備工事に係る工事請負契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和5年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 入札に付する事項等
  - 工事名 令和5年度 第A501-1号 神郷彦根線補助道路整備工事
  - 工事場所 東近江市神郷町ほか
  - 工事概要 施工延長 318.5m  
橋梁上部工(PC8径間連結コンボ橋 318.5m) 一式
  - 工期 契約成立の日より5日以内の日から令和8年10月30日まで
  - 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
  - この工事は、競争入札参加資格の確認申請時に技術提案に関する資料を受け付け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。この工事は、週休2日取組指定型工事(発注者指定方式(達成100%指定型))である。詳細は、入札説明書による。
  - この入札は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による入札とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす単体または特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (1) 入札参加を希望する単体または共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第252号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (ロ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (ハ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (ニ) 銀行取引停止処分がなされている者
- エ 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- オ 特定建設業(土木工事業)の許可を有する者であること。
- カ この競争入札に関し、他の単体または他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。
- ク 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県と取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ロ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (ハ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (ニ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ケ この公告の日(以下「公告日」という。)において調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事(公社、事業団を除く。)で施工中の工事が2件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りではない。「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年(1月から12月まで)の工事成績が全て70点以上の者をいう。なお、上記「2件」および「工事成績」については、共同企業体により施工した工事ならびに随意契約および単価契約による工事を除く。また、「施工中の工事」とは、落札決定から目的物の引渡しまでの工事をいう。
- コ 公告日以前3か月において、滋賀県発注の橋梁上部工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。
- (2) 単体で入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、次に掲げる要件を満たす工事(公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。以下「対象工事」という。)を単体または共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の者に限る。)として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間(電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。)の工事は、実績として認めない。
- (ア) 道路橋(歩道橋を除く。)であること。
- (イ) 橋梁形式がポストテンション方式PC連続橋(連結桁)であること。
- (ロ) 橋長が160m以上であること。
- (ハ) 上記(ア)から(イ)までの要件は、同一工事であること。
- イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当工事現場(工場製作の現場を除く。)に専任で配置できること。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく適正な資格を有すること。
- (イ) 対象工事に主任技術者または監理技術者として、現場架設の着工の日から完了の日まで従事した経験を有

すること。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(3) 共同企業体で入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2者であること。

ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。

エ 1構成員の出資比率は30%以上であること。

(4) 共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。

イ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、対象工事を単体または共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の者に限る。)として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間(電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。)の工事は、実績として認めない。

ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当工事現場(工場製作の現場を除く。)に専任で配置できること。

(7) 建設業法に基づく適正な資格を有すること。

(イ) 対象工事に主任技術者または監理技術者として、現場架設の着工の日から完了の日まで従事した経験を有すること。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(5) 共同企業体の構成員(代表構成員を除く。)は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、対象工事を単体または共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の者に限る。)として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間(電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。)の工事は、実績として認めない。

イ 建設業法に基づく適正な主任技術者を当工事現場(工場製作の現場を除く。)に専任で配置できること。

(6) この工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。なお、技術提案書の作成に当たっては、入札説明書、入札説明書(別紙-1)、特記仕様書および図面等を参考とすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次に示す書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 単体で入札参加する場合に必要な書類 入札参加資格確認申請書(以下「単体申請書」という。)、2(2)の要件を満たしていることを証明する書類および誓約書

(2) 共同企業体で入札参加する場合に必要な書類 共同企業体入札参加資格確認申請書(以下「JV申請書」という。)、建設工事共同企業体協定書の原本、共同企業体に関する委任状、2(3)から(5)までの要件を満たしていることを証明する書類および誓約書

#### 4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法 入札参加者は、入札価格、技術提案書をもって入札に参加し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、(2)の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

(2) 総合評価の方法 詳細は、入札説明書および入札説明書(別紙-1)による。

(3) 技術提案書の採否

ア 技術提案書の採否については、入札参加資格の確認の通知と併せて通知する。

イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加すること

ができない。

- (4) 技術提案の履行に関する事項 受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じる。詳細は、入札説明書(別紙-1)による。なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況について、特に悪質と認められる事由がある場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

## 5 入札手続

### (1) 担当部局

- ア 入札、契約等に関する事項 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4116
- イ 仕様、図面等に関する事項 滋賀県土木交通部道路整備課建設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4145

### (2) 入札説明書等の交付

- ア 期間 令和5年6月1日(木)から同年8月8日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 場所 (1)イに示す部局
- ウ 方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-Rに替わるCD-Rを提出すること。

### (3) 単体申請書またはJV申請書および入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出

- ア 期間 令和5年6月1日(木)から同月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 場所 (1)アに示す部局
- ウ 方法 持参による。

### (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

- ア 期間 令和5年6月1日(木)から同月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 場所 (1)アに示す部局
- ウ 方法 持参による。

### (5) 技術提案書の提出

- ア 期間 令和5年6月1日(木)から同月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 場所 滋賀県土木交通部道路整備課企画係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4132
- ウ 部数 正本1部
- エ 方法 持参による。
- オ 作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

### (6) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加者に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、令和5年7月13日(木)付けで申請者宛てに郵送により書面で通知する。
- イ 提出期限までに(3)から(5)までに定めるところにより必要な書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できない。

### (7) 入札および開札の日時等

- ア 日時 令和5年8月23日(水)午前10時
- イ 場所 大津市松本一丁目2番1号 大津合同庁舎6階6D会議室
- ウ 入札書の提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。
- エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあつては、「神郷彦根線補助道路整備工事入札書在中」と記載した封筒に封緘し、令和5年8月22日(火)午後4時までに滋賀県土木交通部監理課審査契約係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)に必着のこと。
- オ 積算内訳書の提出

- (7) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

(イ) 積算内訳書の様式は、別に定める様式を使用すること。

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額(入札価格に消費税および地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または知事が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債の総額、知事が確実と認める金融機関の保証に係る保証金額および入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は入札金額(税込み)の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債または知事が確実と認める金融機関の保証の提供および入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは保証金額が見積金額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

なお、本入札は低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査を受け落札者となった者と契約するときの契約保証金の金額は落札価格の10分の3以上となるので、金融機関等の契約保証の予約を選択する際には留意すること。

ア 提出期間、場所および方法 5(4)のとおり

イ 増額変更 令和5年8月22日(火)の正午まで1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは保証金額の2倍以内に限る。

ウ 減額変更 認めない。

エ 保証期間 令和6年3月31日(日)まで

オ その他

(ア) 入札保証金の納付等に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(イ) 提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなす。

(3) 契約保証金 落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。また、低入札価格調査基準価格を下回る金額であったため、調査対象工事となり、調査の結果、落札者となった者と契約するときの契約保証金については、落札価格の10分の3以上とする。また、請負人の債務不履行等により契約解除に至った場合(滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)第44条)の違約金については請負金額の10分の3とする。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第199条の規定に該当する入札

イ 単体申請書あるいはJV申請書または資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領および公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) この工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

(6) 契約の締結

ア この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、落札者または落札者を構成する共同企業体の構成員が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(ア) 2(1)ア、ウ、オまたはクに掲げる要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(ウ) 建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

エ 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)

に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 支払条件

ア この工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 中間前金払の有無 有

エ 部分払の有無 有

(8) この工事は、令和6年度債務負担行為につき、令和6年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。  
なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和5年度 約20パーセント

令和6年度 約30パーセント

令和7年度 約30パーセント

令和8年度 約20パーセント

(9) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Object of the contract : The construction work of the Concrete Bridge, General prefectural road Jingou-Hikone line .
- (2) Submission deadline for application forms and relevant documents to confirm eligibility : June 28, 2023, at 4:00 p.m. Japan time
- (3) Opening of bids : August 23, 2023, at 10:00 a.m. Japan time (Bids submitted by mail must be received by 4:00 p.m. Japan time on August 22, 2023)
- (4) For further information, contact : Road Improvement Division, Department of Civil Engineering and Transportation, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520-8577, Japan, TEL+81-77-528-4145

